

医政発 0119 第 9 号
令和 4 年 1 月 19 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等の公布について（通知）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等が本日公布されました。

改正等の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、必要な取組を行っていただくとともに、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、改正内容の運用等の詳細については、追ってお知らせいたします。

記

第 1 改正等の趣旨

- 医師について令和 6 年 4 月 1 日から、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）による時間外労働の上限規制の適用が開始されることに伴い、改正法による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）について、
- ・ 医療機関の管理者に、長時間労働の医師の健康管理の体制整備を義務付けること
 - ・ 医療機関の管理者に、長時間労働の医師に対する面接指導等の健康確保のための措置を義務付けること
 - ・ 地域医療の確保等のために医師の長時間労働が必要となる医療機関（以下「特定労務管理対象機関」という。）を指定し、都道府県が労働時間短縮のための支援を行う等の仕組みを創設すること
- 等が、令和 6 年 4 月 1 日から施行される。
- これらの施行に伴い、以下の内容のとおり、関係法令の改正等を行うもの。

第2 改正等の内容

1. 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和4年政令第26号）【別添1】

改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行期日については、「令和4年3月31日までの間において政令で定める日」とされているところ、当該施行期日を令和4年2月1日とする。

2. 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第27号）【別添2】

(1) 医療法施行令（昭和23年政令第326号）の一部改正（第1条）

- ① 国の開設する病院又は診療所（※）に勤務する医師については、国家公務員法上の一般職又は特別職に属する職員にあたり、労働基準法等の規定が適用除外とされている一方、労働時間の上限や健康確保措置等については、人事院規則又は個別法等で規定されていることを踏まえ、改正法第3条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）における医療機関の管理者に課せられる長時間労働の医師に対する面接指導等の健康確保のための措置や特定労務管理対象機関の指定の仕組み等については、国の開設する病院又は診療所については適用しないこととする。

（※）国立ハンセン病療養所、国立リハビリテーションセンター、刑事施設等に設けられた病院又は診療所、防衛医科大学校に設けられた病院等

- ② 医療法第25条の規定により立入検査を行った保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、面接指導等を実施していない医療機関に対する行政処分が行われる必要があると認めるときについて、理由を付してその旨を都道府県知事に通知しなければならないこととするため、医療法施行令の規定について必要な読替えを行う。
- ③ 都道府県知事が特定労務管理対象機関の指定を行うにあたり、指定の欠格事由となる労働に関する法律の違反の内容（※）を定める。

（※）以下の規定とする。

- ・労働基準法第24条、第32条、第34条、第35条第1項、第36条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）、第37条第1項及び第4項並びに第141条第3項
- ・最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項

(2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正（第2条）

- ① 改正法第4条の規定による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「新介護保険法」という。）の規定により、新医療法における病院又は診療所に勤務する医師に対する面接指導等の健康確保措置の一部の規定について、介護老人保健施設及び介護医療院について準用することとしているところ、準用する新医療法の規定の技術的読替えを行う。
- ② 新介護保険法の規定により、当分の間、新介護保険法において準用する新医療法の規定による面接指導を実施していない介護老人保健施設及び介護医療院に対する行政処分についても、医療法第30条の規定を準用することに伴い、介護老人保健施設及び介護医療院への医療法の適用に関する技術的読替えを規定する介護保険法施

行令の規定について、必要な読替えを行う。

- (3) 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 10 年政令第 413 号）の一部改正（第 3 条）

改正法第 4 条の規定による改正により介護保険法附則に条ズレが生じたことから、所要の条ズレの手当てを行う。

- (4) 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（令和 3 年政令第 301 号）の一部改正（第 4 条）

改正法附則第 18 条の規定に基づき、以下のとおり改正法による医療法の改正に伴う所要の経過措置を設ける。

- ① 改正法第 2 条の規定による改正後の医療法（以下「第 5 号新医療法」という。）
第 110 条の各医療機関の評価に係る手数料についての厚生労働大臣の認可及び第 5 号新医療法第 118 条第 3 項の評価等業務諮問委員会の任命についての厚生労働大臣の認可については、令和 4 年 4 月 1 日より前に、第 5 号新医療法第 110 条又は第 118 条第 3 項の規定の例により行うことができることとし、この場合において、当該認可は令和 4 年 4 月 1 日において、第 5 号新医療法第 110 条又は第 118 条第 3 項の規定により認可されたものとみなす経過措置を設けることとする。
- ② 改正法附則第 4 条の労働時間短縮計画の作成に関する経過措置について、国の開設する病院又は診療所については適用しないこととする。
- ③ 改正法附則第 10 条の規定により改正法の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）前において行われる特定の高度な技能を修得するための研修のために医師の長時間労働が必要となる医療機関（特定高度技能研修機関）の指定に係る当該医療機関の研修体制についての確認に当たって、確認事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者であって、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らした者について、改正法第 3 条の規定による新医療法第 147 条と同様の罰則を規定する。

3. 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（令和 4 年厚生労働省令第 7 号。6 において「改正省令」という。）【別添 3】

- (1) 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の一部改正（第 1 条及び第 2 条）

①医療機関勤務環境評価センター関係

厚生労働大臣は、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮するための病院又は診療所における取組を評価することにより、医師による良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、評価等業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、医療機関勤務環境評価センターとして指定することができることとされた（第 5 号新医療法第 107 条第 1 項）ことを踏まえ、次のとおり、指定の申請手続等を定める。

ア. 医療機関勤務環境評価センターの指定の申請手続、指定の基準等を定める。

- イ．医療機関勤務環境評価センターは、病院又は診療所の求めに応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理を行うための体制、労働時間の短縮のための取組、当該体制の運用状況及び当該取組の成果等について評価を行うこととする。
- ウ．医療機関勤務環境評価センターによる評価の結果の通知を受けた都道府県知事は、当該評価の結果の要旨について、当該評価の結果の通知を受けてからおおむね１年以内に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととする。
- エ．その他、医療機関勤務環境評価センターが業務規程において定めるべき事項や、業務規程、事業計画書及び収支予算書の認可の手続、帳簿の保存方法等、業務の実施に当たって必要な事項を定める。

②医師の労働時間の把握等関係

長時間労働の医師に対する健康確保措置を実施するに当たっては、その前提として病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況を適切に把握・確認することが重要であることから、当該把握・確認の方法等を定める。

- ア．病院又は診療所の管理者は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況を把握するとともに、把握した労働時間の状況についての記録の作成等を行うこととする。
- イ．病院又は診療所の管理者は、毎月一回以上、一定の期日を定めて当該病院又は診療所に勤務する医師が各月の労働時間の状況が一定の要件に該当する医師（以下「面接指導対象医師」という。）又は面接指導対象医師のうち各月の労働時間の状況が特に長時間であるものとして労働時間短縮のために必要な措置の実施対象者に該当するかどうかの確認を行わなければならないこととする。

③長時間労働の医師に対する面接指導関係

病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医師のうち、面接指導対象医師に対し、面接指導を行うのに適切な者として一定の要件を満たす医師（以下「面接指導実施医師」という。）による面接指導を行わなければならないこととされた（新医療法第 108 条）ことを踏まえ、面接指導対象医師の要件等を定める。

- ア．面接指導対象医師の要件は、病院又は診療所に勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者等を除く。）であって、時間外・休日労働時間が一箇月について 100 時間以上となることが見込まれる者であることとする。
- イ．病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師に対し、勤務の状況等を確認し、原則として当該面接指導対象医師の時間外・休日労働時間が一箇月について 100 時間に達するまでの間に面接指導を行わなければならないこととする。
- ウ．面接指導実施医師は、面接指導を行うに当たって、面接指導対象医師の勤務の状況、睡眠の状況、疲労の蓄積状況等を確認することとする。
- エ．面接指導実施医師となることのできる医師の要件は、以下のとおりとする。
 - i．当該病院又は診療所の管理者でないこと

- ii. 医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習を修了していること

オ. 病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師の時間外・休日労働時間が一箇月について 155 時間を超えた場合に、当該医師の労働時間の短縮のために必要な措置を遅滞なく講じなければならないこととする。

カ. その他、病院又は診療所の管理者からの面接指導実施医師に対する情報提供の方法、面接指導実施医師からの意見聴取の方法、面接指導の記録の作成・保存方法等、面接指導の実施に当たって必要な事項を定める。

④継続した休息時間の確保の努力義務関係

病院又は診療所の管理者は、勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況が一定の要件に該当する者（⑤カの特定対象医師を除く。以下「対象医師」という。）がいる場合には、当該医師に対し継続した休息時間を確保するよう努めなければならないこととされた（新医療法第 110 条）ことを踏まえ、次のとおり、継続した休息時間の確保方法を定める。

ア. 対象医師の要件は、病院又は診療所に勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者等を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する者であることとする。

- 一 一年について労働時間を延長して労働させる時間が 720 時間を超えることが見込まれること
- 二 一箇月について労働時間を延長して労働させる時間が 45 時間を超える月数が一年について 6 箇月を超えることが見込まれること

イ. 継続した休息時間は、以下のいずれかの方法により確保するよう努めなければならないこととする。

- 一 業務の開始から 24 時間を経過するまでに、9 時間の継続した休息時間を確保すること
- 二 業務の開始から 46 時間を経過するまでに、18 時間の継続した休息時間を確保すること（対象医師を特定宿日直勤務（厚生労働大臣の定める基準（※）に適合する宿日直勤務をいう。以下同じ。）以外の宿日直勤務に従事させる場合であって、前号に掲げる方法により継続した休息時間を確保することとしない場合に限る。）

（※） 5 の医療法第百十条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和 4 年厚生労働省告示第 8 号）

ウ. 対象医師を、業務の開始から 24 時間を経過するまでに、特定宿日直勤務に継続して 9 時間従事させる場合は、上記の継続した休息時間の確保を要さないこととする。

エ. 上記の継続した休息時間の確保を行わなかった場合に、これに相当する時間の休息時間は、当該休息時間の終了後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に確保するよう努めなければならないこととする。

オ. 特定宿日直勤務中に労働させた対象医師に対し、必要な休息時間を確保する場合は、当該特定宿日直勤務後、当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間に、当該労働の負担の程度に応じ必要な休息時間を確保するよう努めなければならないこととする。

⑤特定労務管理対象機関関係

医療機関において医師が従事する業務の中には、地域の医療提供体制を確保するため又は一定の期間で集中的に必要な知識や技術を習得するために、業務の性格上、一定の長時間労働が不可避となるものが存在することから、そうした業務が存在する医療機関を、特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関（以下「特定労務管理対象機関」と総称する。）として指定することとされた（新医療法第 113 条等）ことを踏まえ、指定に係る業務等を定める。

ア．特定地域医療提供機関関係

特定地域医療提供機関の指定に係る業務は、次の各号に掲げる病院又は診療所について、それぞれ当該各号に定める業務であって、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について 960 時間を超える必要があると認められるものとする。

- 一 救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣が定めるもの（※）については、救急医療の提供に係る業務
- 二 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所については、居宅等における医療の提供に係る業務
- 三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所については、当該機能に係る業務

（※） 6 の医療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるもの（令和 4 年厚生労働省告示第 9 号）

イ．連携型特定地域医療提供機関関係

連携型特定地域医療提供機関の指定に係る医師の派遣は、当該病院又は診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたものであって、当該派遣を行うことによって当該派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が一年について 960 時間を超える必要があると認められるものとする。

ウ．技能向上集中研修機関関係

技能向上集中研修機関の指定に係る業務は、

- 一 臨床研修病院については、臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について 960 時間を超える必要があると認められるもの
- 二 専門研修を行う病院又は診療所については、専門研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について 960 時間を超える必要があると認められるものとする。

エ．特定高度技能研修機関関係

- 一 特定高度技能研修機関において高度な技能の修得のための研修を受けることが

適当と認められる医師の要件は、当該技能の修得に関する計画が作成された者であって、当該技能の修得のための研修を受けることが適当であることについて厚生労働大臣の確認を受けた者であることとする。

二 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、上記の確認に係る事務の全部又は一部を、病院又は診療所に関して高度な技能の修得のための研修を効率的に行う能力を有することについての厚生労働大臣の確認に係る事務の委託先に委託することができることとする。

三 特定高度技能研修機関の指定に係る業務は、高度な技能を修得するための研修に係る業務であって、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について 960 時間を超える必要があると認められるものとする。

オ. 特定労務管理対象機関の指定に関するその他の事項関係

一 特定労務管理対象機関の指定の申請手続、添付書類等を定める。

二 特定労務管理対象機関の指定を受けようとする者が都道府県知事に提出しなければならない労働時間短縮計画の案は、以下の要件を満たすものとする。

i. 当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること

ii. 当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況、当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標等が記載されていること

三 都道府県知事は、特定労務管理対象機関の指定をしたとき及び指定を取消したときは、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものとする。

カ. 継続した休息時間の確保の義務関係

特定労務管理対象機関の管理者は、勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況が一定の要件に該当する者（以下「特定対象医師」という。）がいる場合には、当該医師に対し継続した休息時間の確保しなければならないこととされた（新医療法第 123 条）ことを踏まえ、次のとおり、継続した休息時間の確保方法を定める。

一 特定対象医師の要件は、特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関若しくは特定高度技能研修機関の指定に係る業務に従事する医師又は連携型特定地域医療提供機関の指定に係る派遣の対象となる医師であって、一年について時間外・休日労働時間が 960 時間を超えることが見込まれる者であることとする。

【特定臨床研修医以外の特定対象医師について】

二 技能向上研修機関に指定された臨床研修病院において当該指定に係る業務に従事する医師（以下「特定臨床研修医」という。）以外の特定対象医師については、継続した休息時間は以下のいずれかの方法により確保しなければならないこととする。

i. 業務の開始から 24 時間を経過するまでに、9 時間の継続した休息時間を確保すること

ii. 業務の開始から 46 時間を経過するまでに、18 時間の継続した休息時間を確保すること（特定宿日直勤務以外の宿日直勤務に従事させる場合であって、前号に掲げる方法により継続した休息時間を確保することとしない場合に限る。）

- 三 特定対象医師を、業務の開始から 24 時間を経過するまでに、特定宿日直勤務に継続して 9 時間従事させる場合は、上記の継続した休息時間の確保を要さないこととする。
- 四 上記により確保することとした休息時間（以下「休息予定時間」という。）中に特定対象医師を労働させることができるやむを得ない理由は、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務が発生したこととする。
- 五 上記のやむを得ない理由により休息予定時間中に労働させた場合には、当該労働させた時間に相当する休息時間（以下「代償休息」という。）を、当該休息予定時間の終了後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に確保しなければならないこととする。
- 六 特定宿日直勤務中に労働させた特定対象医師に対し、必要な休息時間を確保する場合は、当該特定宿日直勤務後、当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間に、当該労働の負担の程度に応じ必要な休息時間を確保するよう配慮しなければならないこととする。

【特定臨床研修医について】

- 七 特定臨床研修医については、継続した休息時間は以下のいずれかの方法により確保しなければならないこととする。
- i. 業務の開始から 24 時間を経過するまでに、9 時間の継続した休息時間を確保すること
 - ii. 業務の開始から 48 時間を経過するまでに、24 時間の継続した休息時間を確保すること（やむを得ない理由により i に掲げる方法により継続した休息時間を確保することができない場合に限る。）
- 八 特定臨床研修医を、業務の開始から 24 時間を経過するまでに、特定宿日直勤務に継続して 9 時間従事させる場合は、当該特定宿日直勤務に従事する時間を継続した休息時間とみなすこととする。
- 九 上記により確保することとした休息予定時間中に特定臨床研修医を労働させることができるやむを得ない理由は、臨床研修の修了に必要な症例を経験するために、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務（臨床研修を適切に修了するために必要な業務に限る。）が発生した場合に速やかに当該業務に従事できるよう休息予定時間中に特定臨床研修医を待機させる場合又は特定臨床研修医を特定宿日直勤務に従事させる場合であって、当該休息予定時間中又は当該特定宿日直勤務中に当該業務が発生したこととする。
- 十 上記のやむを得ない理由により休息予定時間中に労働させた場合には、代償休息を、原則として「当該診療科の研修期間の末日」又は「翌月末日」までのいずれか早い日までの間にできるだけ早期に確保しなければならないこととする。
- キ 特定労務管理対象機関に関するその他の事項関係
- 一 特定労務管理対象機関の管理者は、特定対象医師に対する継続した休息時間及び代替休息の確保に関する記録を作成し、これを 5 年間保存しておかなければならないこととする。
 - 二 特定労務管理対象機関は、1 年ごとに労働時間短縮計画についてその見直しのた

めの検討を行うこととする。

三 その他、特定労務管理対象機関の指定の更新に係る手続、指定に係る業務の変更が生じた場合の手続等を定める。

(2) 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正（第 3 条）

改正法第 4 条の規定による改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「新介護保険法」という。）において、医療法における病院又は診療所に勤務する医師に対する健康確保措置に係る一部の規定について、介護老人保健施設及び介護医療院について準用することとしていることを踏まえ、介護保険法施行規則において医療法施行規則における面接指導等に関する規定を準用することとする。

(3) 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 43 号）の一部改正（第 4 条）

改正法第 4 条の規定による改正により介護保険法附則に条ズレが生じたことから、所要の条ズレの手当てを行う。

(4) 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和元年厚生労働省令第 44 号）の一部改正（第 5 条）

改正法第 13 条の規定による改正により地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「総合確保法」という。）に条ズレが生じたことから、所要の条ズレの手当てを行う。

(5) 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る財務及び会計に関する省令（令和元年厚生労働省令第 45 号）の一部改正（第 6 条）

改正法第 13 条の規定による改正により総合確保法に条ズレが生じたことから、所要の条ズレの手当てを行う。

(6) 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）の一部改正（第 7 条）

臨床研修病院の管理者は、臨床研修医の募集を行おうとするときは、第 11 条に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公表しなければならないこととする。

- 一 研修プログラムにおける時間外・休日労働時間に関する事項
- 二 研修プログラムにおける宿日直勤務に関する事項

(7) 労働時間短縮計画の作成に関する経過措置（第 8 条）

病院又は診療所の管理者は、令和 6 年 4 月 1 日の前日までの間、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間が一定の基準を超えている場合は、労働時間短縮計画を作成するよう努めなければならないこととされた（改正法附則第 4 条）ことを踏まえ、次のとおり、当該基準等を定める。

- ① 上記の一定の基準は、時間外・休日労働時間について、1 年について 960 時間とする。
- ② その他、労働時間短縮計画の記載事項、当該労働時間短縮計画を都道府県知事へ提出するに当たっての手続き等を定める。

4. 医師の労働時間短縮等に関する指針（令和4年厚生労働省告示第7号）【別添4】

改正法第1条の規定による改正後の医療法第105条の規定に基づき、医師の労働時間短縮等に関する基本的な考え方、医師の時間外労働短縮目標ライン及び各関係者が取り組むべき事項を定める。

5. 医療法第百十条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和4年厚生労働省告示第8号）【別添5】

新医療法第110条第1項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準は、宿日直勤務で断続的な業務について、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条の許可を受けたものであることとする。

6. 医療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であつて厚生労働大臣の定めるもの（令和4年厚生労働省告示第9号）【別添6】

改正省令第2条の規定による改正後の医療法施行規則第80条第1号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であつて厚生労働大臣の定めるものについては、以下のとおりとする。

- 一 医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所
- 二 医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であつて、次に掲げる要件を満たすもの
 - イ 年間の救急車の受入件数が1000件以上であること又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上であること
 - ロ 5疾病・5事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること

第3 施行期日

これらの法令は、令和6年4月1日から施行（5及び6までについては適用）する。ただし、次の事項は、それぞれに定める日から施行（4については適用）するものとする。

- 一 2の（4）の① 公布の日
- 二 2の（4）の②並びに3の（4）、（5）及び（7）並びに4 令和4年2月1日
- 三 2の（4）の③及び3の（1）の① 令和4年4月1日
- 四 3の（6） 令和5年4月1日

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年一月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二十六号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和四年二月一日とする。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年一月十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二十七号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の施行に伴い、並びに同法附則第十八条、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条、第三十条の二及び第百一十三条第三項第三号（同法第百一十五条第四項（同法第百一十八条第二項、第百一十九条第二項及び第百二十条第二項において準用する場合を含む。）、第百一十六条第二項（同法第百一十八条第二項、第百一十九条第二項及び第百二十条第二項において準用する場合を含む。）、第百一十八条第二項、第百一十九条第二項及び第百二十条第二項において準用する場合を含む。）並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）附則第十条第一項並びに同条第二項の規定により読み替えられた同法第百五条及び第百一十四条の八の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令の一部改正）

第一条 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。附則に次の三条を加える。

第十二条 国の開設する病院又は診療所については、法第百七条から第百一一条まで及び第百一十三条から第百二十八条までの規定は、適用しない。

第十三条 第四条の四の規定の適用については、当分の間、同条中「又は第二十九条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十九条第一項から第三項まで、第百一一条又は第百二十六条」とする。

2 前項の規定により第四条の四の規定を読み替えて適用する場合における第四条の五の規定の適用については、同条の表前条の項中「前条」とあるのは「第十三条第一項の規定により読み替えられた前条」と、又は第二十九条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十九条第一項から第三項まで、第百一一条又は第百二十六条」とする。

第十四条 法第百一十三条第三項第三号（法第百一十五条第四項（法第百一十八条第二項、第百一十九条第二項及び第百二十条第二項において準用する場合を含む。）、第百一十六条第二項（法第百一十八条第二項、第百一十九条第二項及び第百二十条第二項において準用する場合を含む。）、第百一十八条第二項、第百一十九条第二項及び第百二十条第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条、第三十二条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条第六項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第三十七条第一項及び第四項並びに第百四十一条第三項の規定（これらの規定（同法第二十四条並びに第三十七条第一項及び第四項を除く。）を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条第二項の規定により適用する場合を含む。）
- 二 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第一項の規定

（介護保険法施行令の一部改正）

第二条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。附則第七条の次に次の一条を加える。

（介護老人保健施設及び介護医療院に関する読替え）

第七条の二 法附則第十条第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

医療法の規定中 読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百一十一条	第百七条	介護保険法附則第十条第一項において準用する第百七条

第百十二条	第百八条第一項	同項において準用する第百八条第一項
	同条第二項ただし書	同法附則第十条第一項において準用する第百八条第二項ただし書
	同条第八項	同法附則第十条第一項において準用する第百八条第八項
	同条第六項	同法附則第十条第一項において準用する第百八条第六項
	第百八条から第百十条まで	介護保険法附則第十条第一項において準用する第百八条及び第百十条
第百十條第一項本文	第百十條第一項	同項において準用する第百八条第一項
	第百十條第一項本文	同法附則第十条第一項において準用する第百十條第一項本文

2 第三十六条及び第三十七条の二の規定の適用については、当分の間、第三十六条中「第百五条」とあるのは「附則第十条第二項の規定により読み替えられた法第百五条」と、第三十条とあるのは「第百二十七条の規定により読み替えられた第三十条」と、又は第二十九条第一項若しくは第三項とあるのは「第二十九条第一項若しくは第三項、第百十一条又は第百二十六条」と、「又は第百四条第一項」とあるのは「若しくは第百四条第一項又は同法附則第十条第一項において準用する第百十一条」と、第三十七条の二中「第百十四条の八」とあるのは「附則第十条第二項の規定により読み替えられた法第百十四条の八」と、第三十条とあるのは「第百二十七条の規定により読み替えられた第三十条」と、又は第二十九条第一項若しくは第三項とあるのは「第二十九条第一項若しくは第三項、第百十一条又は第百二十六条」と、「又は第百十四条の六第一項」とあるのは「若しくは第百十四条の六第一項又は同法附則第十条第一項において準用する第百十一条」とする。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）
第三条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条（見出しを含む。）中「附則第十条第一項」を「附則第十一条第一項」に改める。
附則第五条及び第六条中「附則第十一条第三項」を「附則第十二条第三項」に改める。
附則第七条（見出しを含む。）及び第八条（見出しを含む。）中「附則第十一条第八項」を「附則第十二条第八項」に改める。
附則第九条及び第十条中「附則第十二条第三項」を「附則第十三条第三項」に改める。
附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）中「附則第十二条第八項」を「附則第十三条第八項」に改める。

附則第十三条中「附則第十三条第三項」を「附則第十四条第三項」に改める。
附則第十四条中「附則第十四条第三項」を「附則第十五条第三項」に改める。

（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令の一部改正）

第四条 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（令和三年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とする。

第一条第一項中「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（以下「及び」という。）を削り、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（医療法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により改正法第二条の規定による改正後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下この条において「第五号新医療法」という。）第百七条第一項の規定の例による指定を受けた者は、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第五号施行日」という。）前においても、第五号新医療法第百十條及び第百十八條第三項の規定の例により、厚生労働大臣の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第五号施行日において第五号新医療法第百十條又は第百十八條第三項の規定によりされたものとみなす。

本則に次の二条を加える。

（労働時間短縮計画の作成に関する経過措置の適用に係る特例）

第四条 国の開設する病院又は診療所については、改正法附則第四条の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第五条 改正法附則第十条の規定によりその例によることとされる改正法第三条の規定による改正後の医療法第百二十一条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条の規定（次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日

二 第四条中良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令本則に二条を加える改正規定（同令第四条に係る部分に限る。） 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年二月一日）
三 第四条中良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令本則に二条を加える改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和四年四月一日

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄

〇厚生労働省令第七号 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。 令和四年一月十九日 厚生労働大臣 後藤 茂之 目次 第一章 関係省令の整備（第一条―第七条） 第二章 経過措置（第八条） 附則 第一章 関係省令の整備 （医療法施行規則の一部改正） 第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。			
改正後		改正前	
附則 （指定の申請） 第六十一条 法第七十七条第一項の規定により医療機関勤務環境評価センター（同項に規定する医療機関勤務環境評価センターをいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 名称及び住所並びに代表者の氏名 二 評価等業務（法第七十二条第一項に規定する評価等業務をいう。以下同じ。）を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地 三 評価等業務を開始しようとする年月日 四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 二 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類 三 申請者が第六十三条第一号、第五号及び第九号の要件を満たすことを誓約する書類 四 役員の氏名及び経歴を記載した書類 五 評価等業務の実施に関する計画 六 評価等業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類		附則 （新設）	

（傍線部分は改正部分）

(指定の基準)

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、法第七十一条の指定を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 法第二百二十二条第一項の規定により法第七十一条の指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 役員のうちに第一号に該当する者又は法第二百二十二条第一項の規定により法第七十一条の指定を取り消された法人において、その取消しのときにその役員であつた者であつて、その取消しの日から二年を経過しない者がある者

第六十三条 厚生労働大臣は、法第七十一条の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

- 一 営利を目的とするものでないこと。
- 二 評価等業務を行うことを当該法人の目的の一部としていること。
- 三 評価等業務を全国的に行う能力を有し、かつ、十分な活動実績を有すること。
- 四 評価等業務を全国的に、及び適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎を有すること。
- 五 評価等業務の実施について利害関係を有しないこと。
- 六 評価等業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによつて評価等業務の運営が不公正になるおそれがないこと。
- 七 役員の構成が評価等業務の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 八 評価等業務について専門的知識又は識見を有する委員により構成される委員会を有すること。
- 九 前号に規定する委員が評価等業務の実施について利害関係を有しないこと。
- 十 公平かつ適正な評価等業務を行うことができる手続を定めていること。

(名称等の変更の届出)

第六十四条 医療機関勤務環境評価センターは、法第七十一条第三項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は評価等業務を行う主たる事務所の名称若しくは所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(評価事項)

第六十五条 法第八十一条第一号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理を行うための体制
- 二 当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組
- 三 第一号の体制の運用状況及び前号の取組の成果
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該病院又は診療所の勤務環境に関する事項

(評価結果の公表)

第六十六条 都道府県知事は、法第一百一十一条第一項の規定により、法第九十一条の規定により通知された評価の結果の要旨について、当該評価の結果の通知を受けてからおおむね一年以内に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(業務規程の記載事項)	第六十七條 法第十二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
	一 評価等業務を行う時間及び休日に関する事項 二 評価等業務を行う事務所に関する事項 三 評価等業務の実施方法に関する事項 四 医療機関勤務環境評価センターの役員の選任及び解任に関する事項 五 法第十条の手数料の額及び収納方法に関する事項 六 区分経理の方法その他の経理に関する事項 七 評価等業務に関する秘密の保持に関する事項 八 法第十八条第一項の評価等業務諮問委員会の委員の任免に関する事項 九 評価等業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項 十 前各号に掲げるもののほか、評価等業務に関し必要な事項
(業務規程の認可の申請)	第六十八條 医療機関勤務環境評価センターは、法第十二条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
	2 医療機関勤務環境評価センターは、法第十二条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
(業務規程の変更)	一 変更の内容 二 変更しようとする年月日 三 変更の理由
	(事業計画等)
(事業計画等)	第六十九條 医療機関勤務環境評価センターは、法第十三条第一項前段の規定により事業計画書及び収支予算書の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始の一月前までに（法第七十条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
	2 医療機関勤務環境評価センターは、法第十三条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、あらかじめ、変更の内容及び理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
(事業報告書の提出)	第七十條 医療機関勤務環境評価センターは、法第十三条第二項の事業報告書及び収支決算書を毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。
	(業務の休廃止の許可の申請)
(業務の休廃止の許可の申請)	第七十一條 医療機関勤務環境評価センターは、法第十五条の規定により許可を受けようとするときは、その休止し、又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
	一 休止又は廃止しようとする評価等業務の範囲 二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間 三 休止又は廃止の理由
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

（医療機関勤務環境評価センターの業務の一部委託の承認の申請） 第七十二条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百七条第一項の規定により評価等業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託承認申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 委託を必要とする理由 二 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所 三 委託しようとする評価等業務の範囲 四 委託の期間 （評価等業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請） 第七十三条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百八条第三項の規定により評価等業務諮問委員会の委員の任命の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。 （帳簿の保存） 第七十四条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百九条の規定により、法第百八条第一項第一号の規定による評価の実施ごとに、次項に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から三年間保存しなければならない。 二 法第百九条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 法第百八条第一項第一号の規定による評価の実施年月日 二 前号の評価の結果の概要				（新設）				
第二条 医療法施行規則の一部を次の表のように改正する。								
附 則	改	正	後					
（医師の労働時間の状況の把握等） 第六十一条 病院又は診療所の管理者は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況を把握しなければならない。 二 病院又は診療所の管理者は、前項に規定する方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、三年間保存するための必要な措置を講じなければならない。 三 病院又は診療所の管理者は、毎月一回以上、一定の期日を定めて当該病院又は診療所に勤務する医師が面接指導対象医師（法第百八条第一項に規定する面接指導対象医師をいう。以下同じ。）及び同条第六項の措置の対象者に該当するかどうかの確認を行わなければならない。 （面接指導対象医師の要件） 第六十二条 法第百八条第一項の厚生労働省令で定める面接指導対象医師の要件は、医療に従事する医師（病院又は診療所に勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者及び船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条第一項に規定する船員である医師を除く。）に限る。）であつて、労働時間を延長して労働させ、及び休日に労働させる時間（以下「時間外・休日労働時間」という。）が一箇月について百時間以上となることが見込まれる者であることとする。					附 則	改	正	前
（新設）								
（傍線部分は改正部分）								

(面接指導の実施方法等)

第六十三条

病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師に対し、次に掲げる事項を確認し、時間外・休日労働時間が一箇月について百時間に達するまでの間に面接指導（法第八十八条第一項に規定する面接指導をいう。以下同じ。）を行わなければならない。ただし、特定地域医療提供機関（法第一百三十一条に規定する特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第一百十条において「特定地域医療提供医師」という。）、連携型特定地域医療提供機関（法第一百八条第一項に規定する連携型特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）、から他の病院又は診療所に派遣される医師（同項に規定する派遣に係るものに限る。第一百十条において「連携型特定地域医療提供医師」という。）、技能向上集中研修機関（法第一百九条第一項に規定する技能向上集中研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第一百十条において「技能向上集中研修医師」という。）、及び特定高度技能研修機関（法第二百二十条第一項に規定する特定高度技能研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第一百十条において「特定高度技能研修医師」という。）、以外の面接指導対象医師について、当該確認の結果、疲労の蓄積が認められない場合は、病院又は診療所の管理者は、当該面接指導対象医師に対し、時間外・休日労働時間が一箇月について百時間に達するまでの間に、又は百時間以上となつた後遅滞なく面接指導を行うものとする。

一 当該面接指導対象医師の勤務の状況

二 当該面接指導対象医師の睡眠の状況

三 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況

四 前二号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

五 面接指導を受ける意思の有無

(面接指導における確認事項)

第六十四条

面接指導実施医師（法第八十八条第一項に規定する面接指導実施医師をいう。以下同じ。）は、面接指導を行うに当たっては、面接指導対象医師に対し、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 当該面接指導対象医師の勤務の状況
- 二 当該面接指導対象医師の睡眠の状況
- 三 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
- 四 前二号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

(面接指導実施医師の要件)

第六十五条

法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める面接指導実施医師の要件は、次のとおりとする。

- 一 面接指導対象医師が勤務する病院又は診療所の管理者でないこと。
 - 二 医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習を修了していること。
- (医師の希望する面接指導実施医師による面接指導の証明)

第六十六条

法第八十八条第二項ただし書の書面は、当該面接指導対象医師の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 面接指導の実施年月日
- 二 当該面接指導対象医師の氏名
- 三 面接指導を行つた面接指導実施医師の氏名

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 四 当該面接指導対象医師の睡眠の状況
五 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
六 前二号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況
(面接指導実施医師に対する情報の提供)

第六十七条 法第百八条第三項の厚生労働省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 面接指導対象医師の氏名及び当該面接指導対象医師の第六十三条各号に掲げる事項に関する情報
二 前号に掲げるもののほか、面接指導対象医師の業務に関する情報であつて、面接指導実施医師が面接指導を適切に行うために必要と認めるもの

2 法第百八条第三項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 前項第一号に掲げる情報 第六十三条の規定による確認を行った後、速やかに提供すること。
二 前項第二号に掲げる情報 面接指導実施医師から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供すること。

(面接指導の結果についての面接指導実施医師からの意見聴取)

第六十八条 面接指導（法第百八条第二項ただし書の場合において当該面接指導対象医師が受けたものを含む。第七十一条において同じ。）の結果に基づく法第百八条第四項の規定による面接指導実施医師からの意見聴取は、当該面接指導が行われた後（同条第二項ただし書の場合にあつては、当該面接指導対象医師が当該面接指導の結果を証明する書面を病院又は診療所の管理者に提出した後）、遅滞なく行わなければならない。

(面接指導対象医師に講ずべき措置)

第六十九条 法第百八条第五項の措置は、当該病院又は診療所の管理者がその必要があると認めるときは、遅滞なく行わなければならない。

(労働時間の状況が特に長時間である面接指導対象医師に講ずべき措置)

第七十条 法第百八条第六項の厚生労働省令で定める要件は、時間外・休日労働時間が一箇月についで百五十五時間を超えた者であることとする。

2 法第百八条第六項の措置は、面接指導対象医師が前項の要件に該当した場合は、遅滞なく行わなければならない。

(面接指導結果の記録の作成及び保存)

第七十一条 病院又は診療所の管理者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。

2 前項の記録は、第六十四条各号に掲げる事項、第六十六条各号に掲げる事項、法第百八条第四項の規定により聴取した面接指導実施医師の意見並びに同条第五項及び第六項の規定による措置の内容を記載したものでなければならない。

3 病院又は診療所の管理者は、第一項の記録の作成を電磁的記録を使用して行う場合は、当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 4 病院又は診療所の管理者は、第一項の記録の保存を電磁的記録を使用して行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
- 一 作成された電磁的記録を当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法
- 二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法
- 5 病院又は診療所の管理者が、前項の電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。
- （法第百八条第八項の厚生労働省令で定める要件）
- 第七十二条 法第百八条第八項の厚生労働省令で定める要件は、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）附則第十九条の規定により行われるものであることとする。
- （対象医師の要件）
- 第七十三条 法第百十条第一項の厚生労働省令で定める要件は、第六十二条の医業に従事する医師であつて、労働時間の状況が次に掲げるいずれかの要件に該当する者であることとする。
- 一 一年について労働時間を延長して労働させる時間が七百二十時間を超えることが見込まれること。
- 二 一箇月について労働時間を延長して労働させる時間が四十五時間を超える月数が一年について六箇月を超えることが見込まれること。
- （法第百十条第一項の厚生労働省令で定める業務の開始）
- 第七十四条 法第百十条第一項の厚生労働省令で定める業務の開始（第七十六条及び第七十七条第二項において単に「業務の開始」という。）は、事前に予定された業務の開始とする。
- （法第百十条第一項本文の継続した休息時間の確保方法）
- 第七十五条 法第百十条第一項本文の厚生労働省令で定める時間は、次に掲げるいずれかの時間とする。
- 一 二十四時間
- 二 四十六時間
- 第七十六条 法第百十条第一項の継続した休息時間は、次に掲げるいずれかの方法により確保するよう努めなければならない。
- 一 業務の開始から前条第一号に掲げる時間を経過するまでに、九時間の継続した休息時間を確保すること。
- 二 業務の開始から前条第二号に掲げる時間を経過するまでに、十八時間の継続した休息時間を確保すること（対象医師（法第百十条第一項に規定する対象医師をいう。次条第二項及び第七十九条において同じ。）を宿日直勤務（法第百十条第一項ただし書の宿日直勤務（以下「特定宿日直勤務」という。）を除く。）に従事させる場合であつて、前号に掲げる方法により継続した休息時間を確保することとしない場合に限る。）。
- （法第百十条第一項ただし書の宿日直勤務）
- 第七十七条 法第百十条第一項ただし書の厚生労働省令で定める時間は、二十四時間とする。
- 2 法第百十条第一項ただし書の対象医師を宿日直勤務に従事させる場合は、業務の開始から前項の時間を経過するまでに、当該対象医師を特定宿日直勤務に継続して九時間従事させる場合とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(継続した休息時間を確保しなかった場合の休息時間の確保)

第七十八条 法第百十条第二項の相当する時間の休息時間は、当該休息時間の終了後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に確保するよう努めなければならない。

(特定宿日直勤務中に労働させた場合の必要な休息時間の確保)

第七十九条 病院又は診療所の管理者は、法第百十条第三項の規定により、特定宿日直勤務中に労働させた対象医師に対し、必要な休息時間を確保する場合は、当該特定宿日直勤務の終了後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間に、当該労働の負担の程度に応じ必要な休息時間を確保するよう努めなければならない。

(特定地域医療提供機関の指定に係る業務)

第八十条 法第百十三条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる病院又は診療所について、それぞれ当該各号に掲げる業務であつて、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要があると認められるものとする。

一 救急医療を提供する病院又は診療所であつて厚生労働大臣が定めるもの 救急医療の提供に係る業務

二 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所 居宅等における医療の提供に係る業務

三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所 当該機能に係る業務

(特定地域医療提供機関の指定の申請)

第八十一条 法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 管理者の氏名

三 当該病院又は診療所の名称

四 当該病院又は診療所の所在の場所

五 法第百十三条第一項の指定に係る業務の内容

2 法第百十三条第二項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第百十三条第一項の指定に係る業務があることを証する書類

二 法第百十三条第三項第二号の要件を満たすことを証する書類

三 法第百十三条第三項第三号の要件を満たすことを誓約する書類

四 法第百三十二条の規定により通知された法第百三十一条第一項第一号の評価の結果を示す書類

(労働時間短縮計画の案の要件等)

第八十二条 法第百十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

一 当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二 次に掲げる事項が全て記載されていること。	
イ	当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況
	ロ 当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標
ハ	当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項
	ニ イからハまでに掲げるもののほか当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項
2	法第百十三条第三項第三号の法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものは、当該病院又は診療所の管理者が令第十四条に掲げる法律の規定に違反する行為（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十五条の二第一項に違反する行為を含む。以下この項において「違反行為」という。）をした場合であつて、当該違反行為に係る事件について刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百三条第一項（同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）若しくは第二百四十六條の規定による送致又は同法第二百四十二條の規定による送付（以下この項において「送致等」という。）が行われ、その旨の公表が行われたものであつて、法第百十三条第一項の指定の申請時において、当該送致等の日から起算して一年を経過していないものとする。
（特定地域医療提供機関の指定の公示）	
第百十三條	法第百十三条第六項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
（特定地域医療提供機関の指定の更新）	
第百十四條	法第百十五條第四項において準用する法第百十三條第二項の厚生労働省令で定める事項は、第八十一条第一項各号に掲げる事項及び現に受けている指定の有効期間満了日とする。
2	第八十条、第八十一条第二項、第八十二条及び第八十三条の規定は、法第百十五條第四項において法第百十三條第一項から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合について準用する。
（特定地域医療提供機関の指定に係る業務の変更等）	
第百十五條	法第百十六條第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、当該特定地域医療提供機関が提供する法第百十三條第一項各号に掲げる医療の変更に伴う同項に規定する業務の内容の変更その他当該業務の重要な変更以外のものとする。
2	特定地域医療提供機関の管理者は、法第百十六條第一項後段の規定により評価を受けようとするときは、第二百二十四條各号に掲げる事項について評価を受けなければならない。
3	法第百十六條第二項において準用する法第百十三條第二項の厚生労働省令で定める事項は、第八十一条第一項各号に掲げる事項、変更しようとする事項及び変更の理由とする。
4	第八十一条第二項、第八十二条及び第八十三条の規定は、法第百十六條第二項において法第百十三條第二項、第三項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。
（特定地域医療提供機関の指定の取消しの公示）	
第百十六條	法第百十七條第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

〔連携型特定地域医療提供機関の指定に係る医師の派遣〕

第八十七条 法第百十八条第一項の医師の派遣は、当該病院又は診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたものであつて、当該派遣を行うことによつて当該派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要があると認められるものとする。

〔法第百十八条第二項において準用する法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項等〕

第八十八条 法第百十八条第二項において準用する法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 管理者の氏名
- 三 当該病院又は診療所の名称
- 四 当該病院又は診療所の所在の場所

2 法第百十八条第二項において準用する法第百十三条第二項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 法第百十八条第一項の指定に係る派遣の実施に関する書類
- 二 法第百十八条第二項において準用する法第百十三条第三項第二号の要件を満たすことを証する書類
- 三 法第百十八条第二項において準用する法第百十三条第三項第三号の要件を満たすことを誓約する書類
- 四 法第百三十二条の規定により通知された法第百三十一条第一号の評価の結果を示す書類

〔法第百十八条第二項において準用する法第百十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件等〕

第八十九条 法第百十八条第二項において準用する法第百十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件は、第八十二条第一項各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

2 第八十二条第二項の規定は、法第百十八条第二項において準用する法第百十三条第三項第三号に規定する法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものについて準用する。この場合において、第八十二条第二項中「第百十三条第一項」とあるのは「第百十八条第一項」と読み替えるものとする。

〔法第百十八条第二項において準用する法第百十三条第六項の規定による公示〕

第九十条 法第百十八条第二項において準用する法第百十三条第六項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

〔法第百十八条第二項において準用する法第百十五条第一項の規定による指定の更新〕

第九十一条 法第百十八条第二項において準用する法第百十五条第四項において準用する法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、第八十八条第一項各号に掲げる事項及び現に受けている指定の有効期間の満了日とする。

2 第八十七条、第八十八条第二項、第八十九条及び第九十条の規定は、法第百十八条第二項において準用する法第百十五条第四項において法第百十三条第一項から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第百十八条第二項において準用する法第百十六條第一項の規定による業務の変更等）
第九十二条 法第百十八条第二項において準用する法第百十六條第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、法第百十八条第一項の派遣をされる医師の派遣先の病院又は診療所の変更その他当該連携型特定地域医療提供機関における同項の派遣を行う機能の変更を伴わない変更とする。

（新設）

2 連携型特定地域医療提供機関の管理者は、法第百十八条第二項において準用する法第百十六條第一項後段の規定により評価を受けようとするときは、第百二十四条各号に掲げる事項について評価を受けなければならない。

3 法第百十八条第二項において準用する法第百十六條第二項において準用する法第百十三條第二項の厚生労働省令で定める事項は、第百八十八條第一項各号に掲げる事項、変更しようとする事項及び変更の理由とする。

4 第百八十八條第二項、第百八十九條及び第九十條の規定は、法第百十八條第二項において準用する法第百十六條第二項において法第百十三條第二項、第三項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

（法第百十八條第二項において準用する法第百十七條第三項の規定による公示）

第九十三条 法第百十八條第二項において準用する法第百十七條第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

（技能向上集中研修機関の指定に係る業務）

第九十四条 法第百十九條第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる病院又は診療所の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

一 医師法第百十六條の二第一項の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修に係る業務であつて、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要があると認められるもの

（新設）

二 医師法第百十六條の十一第一項の研修を行う病院又は診療所 当該研修に係る業務であつて、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要があると認められるもの

（法第百十九條第二項において準用する法第百十三條第二項の厚生労働省令で定める事項等）
第九十五条 法第百十九條第二項において準用する法第百十三條第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 管理者の氏名

三 当該病院又は診療所の名称

四 当該病院又は診療所の所在の場所

五 法第百十九條第一項の指定に係る業務の内容

2 法第百十九條第二項において準用する法第百十三條第二項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第百十九條第一項の指定に係る業務があることを証する書類

二 法第百十九條第二項において準用する法第百十三條第三項第二号の要件を満たすことを証する書類

- 三 法第百十九條第二項において準用する法第百十三條第三項第三号の要件を満たすことを誓約する書類
- 四 法第百三十二條の規定により通知された法第百三十一條第一号の評価の結果を示す書類
- (法第百十九條第二項において準用する法第百十三條第三項第一号の厚生労働省令で定める要件等)
- 第九十六條** 法第百十九條第二項において準用する法第百十三條第三項第一号の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。
- 一 当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。
- 二 次に掲げる事項が全て記載されていること。
- イ 第八十二條第一項第二号に掲げる事項
- ロ 医師法第十六條の二第一項の臨床研修又は同法第十六條の十一第一項の研修を効率的に行うための取組に関する事項
- 二 第八十二條第二項の規定は、法第百十九條第二項において準用する法第百十三條第三項第三号に規定する法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものについて準用する。この場合において、第八十二條第二項中「第百十三條第一項」とあるのは「第百十九條第一項」と読み替えるものとする。
- (法第百十九條第二項において準用する法第百十三條第六項の規定による公示)
- 第九十七條** 法第百十九條第二項において準用する法第百十三條第六項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- (法第百十九條第二項において準用する法第百十五條第一項の規定による指定の更新)
- 第九十八條** 法第百十九條第二項において準用する法第百十五條第四項において準用する法第百十三條第二項の厚生労働省令で定める事項は、第九十五條第一項各号に掲げる事項及び現に受けている指定の有効期間の満了日とする。
- 二 第九十四條、第九十五條第二項、第九十六條及び第九十七條の規定は、法第百十九條第二項において準用する法第百十五條第四項において法第百十三條第一項から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合について準用する。
- (法第百十九條第二項において準用する法第百十六條第一項の規定による業務の変更等)
- 第九十九條** 法第百十九條第二項において準用する法第百十六條第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める変更その他法第百十九條第一項に規定する業務の重要な変更以外のものとする。
- 一 法第百十九條第一項第一号に掲げる病院 同項第二号に掲げる病院としての同項に規定する業務の追加
- 二 法第百十九條第一項第二号に掲げる病院 同項第一号に掲げる病院としての同項に規定する業務の追加
- 三 技能向上集中研修機関の管理者は、法第百十九條第二項において準用する法第百十六條第一項後段の規定により評価を受けようとするときは、第百二十四條各号に掲げる事項について評価を受けなければならない。
- 三 法第百十九條第二項において準用する法第百十六條第二項において準用する法第百十三條第二項の厚生労働省令で定める事項は、第九十五條第一項各号に掲げる事項、変更しようとする事項及び変更の理由とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4	第九十五条第二項、第九十六条及び第九十七条の規定は、法第一百九条第二項において準用する法第一百六条第二項において法第一百三条第二項、第三項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。 (法第一百九条第二項において準用する法第一百七条第三項の規定による公示)
第百条	法第一百九条第二項において準用する法第一百七条第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 (特定高度技能研修機関の指定に係る業務等)
第百一条	法第二百一条の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる事項を記載した同項の高度な技能を修得するための研修に関する計画(次項において「技能研修計画」という。)が作成された者であつて、当該技能の修得のための研修を受けることが適当であることについて、厚生労働大臣の確認を受けた者であることとする。 一 計画期間
二	当該研修において修得しようとする技能に係る法第二百一条第一項の特定分野に関する事項
三	当該技能の内容に関する事項
四	前三号に掲げるもののほか、当該技能の修得に関する事項
2	前項の確認を受けようとする医師は、氏名、生年月日並びに医籍の登録番号及び登録年月日を記載した申請書に技能研修計画を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。
3	厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、第一項の確認に係る事務の全部又は一部を、法第二百一条第二項の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
4	法第二百一条第一項の厚生労働省令で定めるものは、同項の高度な技能を修得するための研修に係る業務であつて、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要があると認められるものとする。
5	法第二百一条第一項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一	開設者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
二	管理者の氏名
三	当該病院又は診療所の名称
四	当該病院又は診療所の所在の場所
五	当該病院又は診療所において行う法第二百一条第一項の高度な技能を修得するための研修の内容及び実施体制
六	前号に掲げるもののほか、当該研修の実施に関し必要な事項
第百二条	(法第二百一条第二項において準用する法第一百三条第二項の厚生労働省令で定める事項等) 法第二百一条第二項において準用する法第一百三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一	開設者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
二	管理者の氏名
三	当該病院又は診療所の名称
四	当該病院又は診療所の所在の場所
五	法第二百一条第一項の指定に係る業務の内容

(新設)

(新設)

(新設)

2 法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第二項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 法第百二十条第一項の指定に係る業務があることを証する書類

二 法第百二十条第一項の確認を受けたことを証する書類

三 法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第三項第二号の要件を満たすことを証する書類

四 法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第三項第三号の要件を満たすことを誓約する書類

五 法第百三十二条の規定により通知された法第百三十一条第一項第一号の評価の結果を示す書類

(法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件等)

第百三条 法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件は、第八十二条第一項各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

2 第八十二条第二項の規定は、法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第三項第三号に規定する法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であつて厚生労働省令で定めるものについて準用する。この場合において、第八十二条第二項中「第百十三条第一項」とあるのは「第百二十条第一項」と読み替えるものとする。

(法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第六項の規定による公示)

第百四条 法第百二十条第二項において準用する法第百十三条第六項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(法第百二十条第二項において準用する法第百十五条第一項の規定による指定の更新)

第百五条 法第百二十条第二項において準用する法第百十五条第四項において準用する法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、第百二条第一項各号に掲げる事項及び現に受けている指定の有効期間の満了日とする。

2 第百一条、第百二条第二項、第百三条及び第百四条の規定は、法第百二十条第二項において準用する法第百十五条第四項において法第百十三条第一項から第三項まで及び第六項の規定を準用する場合について準用する。

(法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第一項の規定による業務の変更等)

第百六条 法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、法第百二十条第一項の指定に係る同項の特定分野の変更に伴う同項に規定する業務の内容の変更その他当該業務の重要な変更以外のものとする。

2 法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第一項前段の規定による変更後の法第百二十条第一項に規定する業務に従事する医師は、第百一条第一項から第三項までの規定の例により同条第一項の厚生労働大臣の確認を受けなければならない。

3 特定高度技能研修機関の開設者は、法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第一項前段の規定により承認を受けようとするときは、当該変更後の業務に係る法第百二十条第一項の特定分野における高度な技能の修得のための研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けなければならない。

4 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の確認に係る事務の全部又は一部を、法第百二十一条第二項の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

5 第百一条第五項の規定は、第三項の確認について準用する。

6 特定高度技能研修機関の管理者は、法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第一項後段の規定により評価を受けようとするときは、第百二十四条各号に掲げる事項について評価を受けなければならない。

7 法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第二項において準用する法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、第百二条第一項各号に掲げる事項、変更しようとする事項及び変更の理由とする。

8 第百二条第二項、第百三条及び第百四条の規定は、法第百二十条第二項において準用する法第百十六条第二項において法第百十三条第二項、第三項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第百二条第二項第二号中「法第百二十条第一項」とあるのは「第百六条第三項」と読み替えるものとする。

9 特定高度技能研修機関の指定に係る業務に新たに従事する医師は、第百一条第一項から第三項までの規定の例により同条第一項の厚生労働大臣の確認を受けなければならない。この場合において、当該特定高度技能研修機関の開設者は、当該確認を受けた旨を当該特定高度技能研修機関の指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

(法第百二十条第二項において準用する法第百十七条第三項の規定による公示)

第百七条 法第百二十条第二項において準用する法第百十七条第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(確認の事務に係る委託)

第百八条 法第百二十一条第二項の厚生労働省令で定める者は、診療に関する学識経験者の団体とする。

(労働時間短縮計画の見直しのための検討)

第百九条 法第百二十二条第二項の厚生労働省令で定める期間は、一年とする。

2 法第百二十二条第二項の規定により労働時間短縮計画（法第百十三条第二項に規定する労働時間短縮計画をいう。以下この条において同じ。）を変更しようとする者は、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類に変更後の労働時間短縮計画を添えて、これらを当該特定労務管理対象機関の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

3 法第百二十二条第三項の規定により労働時間短縮計画の変更をする必要がないと認めた者は、その旨を記載した書類を当該特定労務管理対象機関の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

(特定対象医師の要件)

第百十条 法第百二十三条第一項の厚生労働省令で定める要件は、特定地域医療提供医師、連携型特定地域医療提供医師、技能向上集中研修医師又は特定高度技能研修医師であつて、一年について時間外・休日労働時間が九百六十時間を超えることが見込まれる者であることとする。

(法第百二十三条第一項の厚生労働省令で定める業務の開始)

第百十一条 法第百二十三条第一項の厚生労働省令で定める業務の開始（第百十三条、第百十四条第二項及び第百十七条第一項において単に「業務の開始」という。）は、事前に予定された業務の開始とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(法第二百二十三条第一項本文の継続した休息時間の確保方法)

第百十二条

法第二百二十三条第一項本文の厚生労働省令で定める時間は、技能向上集中研修機関である医師法第十六条の二第一項の都道府県知事の指定する病院において法第十九条第一項に規定する業務に従事する医師（同項第一号に定める医師であつて、特定対象医師（法第二百二十三条第一項に規定する特定対象医師をいう。以下同じ。）である者に限る。以下「特定臨床研修医」という。）以外の特定対象医師については、次に掲げるいずれかの時間とする。

- 一 二十四時間
- 二 四十六時間

2 法第二百二十三条第一項本文の厚生労働省令で定める時間は、特定臨床研修医については、次に掲げるいずれかの時間とする。

- 一 二十四時間
- 二 四十八時間

第百十三条

法第二百二十三条第一項の継続した休息時間は、特定臨床研修医以外の特定対象医師については、次に掲げるいずれかの方法により確保しなければならない。

- 一 業務の開始から前条第一項第一号に掲げる時間を経過するまでに、九時間の継続した休息時間を確保すること。
- 二 業務の開始から前条第一項第二号に掲げる時間を経過するまでに、十八時間の継続した休息時間を確保すること（当該特定対象医師を宿日直勤務（特定宿日直勤務を除く。）に従事させる場合であつて、前号に掲げる方法により継続した休息時間を確保することとしない場合に限る。）。

2 法第二百二十三条第一項の継続した休息時間は、特定臨床研修医については、次の各号に掲げるいずれかの方法により確保しなければならない。

- 一 業務の開始から前条第二項第一号に掲げる時間を経過するまでに、九時間の継続した休息時間を確保すること。
- 二 業務の開始から前条第二項第二号に掲げる時間を経過するまでに、二十四時間の継続した休息時間を確保すること（やむを得ない理由により前号に掲げる方法により継続した休息時間を確保することができない場合に限る。）。

第百十四条

法第二百二十三条第一項ただし書の厚生労働省令で定める時間は、二十四時間とする。

2 法第二百二十三条第一項ただし書の特定対象医師を宿日直勤務に従事させる場合は、業務の開始から前項の時間を経過するまでに、当該特定対象医師を特定宿日直勤務に継続して九時間従事させる場合とする。

(やむを得ず十五時間を超えることが予定された同一の業務等に従事させる場合)

第百十五条

特定臨床研修医以外の特定対象医師を継続してやむを得ず十五時間を超えることが予定された同一の業務に従事させる場合にあつては、当該特定対象医師について、第百十三条第一項の規定にかかわらず、当該業務に係る時間のうち十五時間を超える時間については、法第二百二十三条第二項の休息予定時間中に労働をさせた時間とみなし、同項の規定を適用する。

2 法第二百二十三条第一項の規定により特定臨床研修医を特定宿日直勤務に従事させる場合は、同条第三項の規定にかかわらず、当該特定臨床研修医が当該特定宿日直勤務に従事する時間は、休息予定時間（同条第二項に規定する休息予定時間をいう。以下同じ。）とみなして同条第二項の規定を適用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(休息予定時間中に労働させることがやむを得ない理由)

第百十六條 法第百二十三條第二項の厚生労働省令で定めるやむを得ない理由は、特定臨床研修医以外の特定対象医師については、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務が発生したことをする。

2 法第百二十三條第二項の厚生労働省令で定めるやむを得ない理由は、特定臨床研修医については、臨床研修の機会を確保するために、外来患者及び入院患者に関する緊急の業務（臨床研修を適切に修了するために必要な業務に限る。）が発生した場合に速やかに当該業務に従事できるよう休息予定時間中に特定臨床研修医を待機させる場合又は特定臨床研修医を特定宿日直勤務に従事させる場合であつて、当該休息予定時間中又は当該特定宿日直勤務中に当該業務が発生したことをする。

(休息予定時間中に労働をさせた時間に相当する時間の休息時間の確保)

第百十七條 法第百二十三條第二項の休息予定時間中に労働をさせた時間に相当する時間の休息時間は、特定臨床研修医以外の特定対象医師については、当該休息予定時間の終了後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に確保しなければならない。ただし、第百十五條第一項の規定により特定対象医師を継続してやむを得ず十五時間を超えることが予定された同一の業務に従事させる場合にあつては、当該業務の終了後次の業務の開始までの間に当該休息時間を確保するものとする。

2 法第百二十三條第二項の休息予定時間中に労働をさせた時間に相当する時間の休息時間は、特定臨床研修医については、当該休息予定時間の終了後当該労働が発生した日の属する研修期間（診療科ごとの研修期間をいう。以下この項において同じ。）の末日又は当該労働が発生した日の属する月の翌月末日のいずれか早い日までの間に確保しなければならない。ただし、当該労働が発生した日の属する研修期間の末日が当該労働が発生した日の属する月の翌月末日前である場合であつて、やむを得ない理由により当該研修期間の末日までの間に当該休息時間を確保することが困難である場合には、当該休息予定時間の終了後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に当該休息時間を確保するものとする。

(特定宿日直勤務中に労働させた場合に必要な休息時間の確保)

第百十八條 特定労務管理対象機関の管理者は、法第百二十三條第三項の規定により、特定宿日直勤務中に労働させた特定対象医師に対し、必要な休息時間を確保する場合は、当該特定宿日直勤務後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間に、当該労働の負担の程度に応じ必要な休息時間を確保するよう配慮しなければならない。

(継続した休息時間の確保に関する記録及び保存)

第百十九條 特定労務管理対象機関の管理者は、特定対象医師に対する法第百二十三條第一項本文及び第二項後段の規定による休息時間の確保に関する記録を作成し、これを五年間保存しておくなければならない。

2 特定労務管理対象機関の管理者は、前項の記録の作成を電磁的記録を使用して行う場合は、当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

3 特定労務管理対象機関の管理者は、第一項の記録の保存を電磁的記録を使用して行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を当該管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

4 特定労務管理対象機関の管理者が、前項の電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記載された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

（指定の申請）

第二百二十条 法第百三十条第一項の規定により医療機関勤務環境評価センター（同項に規定する医療機関勤務環境評価センターをいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 評価等業務（法第百三十五条第一項に規定する評価等業務をいう。以下同じ。）を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

三 （略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 （略）

三 申請者が第百二十二条第一号、第五号及び第九号の要件を満たすことを誓約する書類

四・六 （略）

（指定の基準）

第二百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、法第百三十条第一項の指定を受けることができない。

一 （略）

二 法第百四十五条第一項の規定により法第百三十条第一項の指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 役員のうちに第一号に該当する者又は法第百四十五条第一項の規定により法第百三十条第一項の指定を取り消された法人において、そのときにその役員であつた者であつて、その取消しの日から二年を経過しない者がある者

第二百二十二条 厚生労働大臣は、法第百三十条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一・十 （略）

（名称等の変更の届出）

第二百二十三条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百三十条第三項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・三 （略）

（評価事項）

第二百二十四条 法第百三十一条第一号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四 （略）

（評価結果の公表）

第二百二十五条 都道府県知事は、法第百三十四条第一項の規定により、法第百三十二条の規定により通知された評価の結果の要旨について、当該評価の結果の通知を受けてからおおむね一年以内に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（指定の申請）

第六十一条 法第百七条第一項の規定により医療機関勤務環境評価センター（同項に規定する医療機関勤務環境評価センターをいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 （略）

二 評価等業務（法第百十二条第一項に規定する評価等業務をいう。以下同じ。）を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

三 （略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 （略）

三 申請者が第六十三条第一号、第五号及び第九号の要件を満たすことを誓約する書類

四・六 （略）

（指定の基準）

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、法第百七条第一項の指定を受けることができない。

一 （略）

二 法第百二十二条第一項の規定により法第百七条第一項の指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 役員のうちに第一号に該当する者又は法第百二十二条第一項の規定により法第百七条第一項の指定を取り消された法人において、その取消しのときにその役員であつた者であつて、その取消しの日から二年を経過しない者がある者

第六十三条 厚生労働大臣は、法第百七条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一・十 （略）

（名称等の変更の届出）

第六十四条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百七条第三項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・三 （略）

（評価事項）

第六十五条 法第百八条第一項第一号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・四 （略）

（評価結果の公表）

第六十六条 都道府県知事は、法第百十一条第一項の規定により、法第百九条の規定により通知された評価の結果の要旨について、当該評価の結果の通知を受けてからおおむね一年以内に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(業務規程の記載事項)

第百二十六条 法第百三十五条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

五 法第百三十三条の手数料の額及び収納方法に関する事項

六・七 (略)

八 法第百四十一条第一項の評価等業務諮問委員会の委員の任免に関する事項

九・十 (略)

(業務規程の認可の申請)

第百二十七条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百三十五条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 医療機関勤務環境評価センターは、法第百三十五条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇三 (略)

(事業計画等)

第百二十八条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百三十六条第一項前段の規定により事業計画書及び収支予算書の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始の一月前までに（法第百三十条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 医療機関勤務環境評価センターは、法第百三十六条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、あらかじめ、変更の内容及び理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第百二十九条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百三十六条第二項の事業報告書及び収支決算書を毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第百三十条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百三十八条の規定により許可を受けようとするときは、その休止し、又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇三 (略)

(医療機関勤務環境評価センターの業務の一部委託の承認の申請)

第百三十一条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百四十条第一項の規定により評価等業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託承認申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇四 (略)

(業務規程の記載事項)

第六十七条 法第百十二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

五 法第百十条の手数料の額及び収納方法に関する事項

六・七 (略)

八 法第百八条第一項の評価等業務諮問委員会の委員の任免に関する事項

九・十 (略)

(業務規程の認可の申請)

第六十八条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十二条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規程を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十二条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇三 (略)

(事業計画等)

第六十九条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十三条第一項前段の規定により事業計画書及び収支予算書の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始の一月前までに（法第百七条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十三条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、あらかじめ、変更の内容及び理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第七十条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十三条第二項の事業報告書及び収支決算書を毎事業年度終了後三月以内に貸借対照表を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第七十一条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十五条の規定により許可を受けようとするときは、その休止し、又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇三 (略)

(医療機関勤務環境評価センターの業務の一部委託の承認の申請)

第七十二条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百七条第一項の規定により評価等業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した委託承認申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一〇四 (略)

(評価等業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請) 第百三十二条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百四十一条第三項の規定による認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。 (帳簿の保存) 第百三十三条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百四十二条の規定により、法第百三十一条第一項第一号の規定による評価の実施ごとに、次項に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から三年間保存しなければならない。 2 法第百四十二条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 法第百三十一条第一号の規定による評価の実施年月日 二 (略)	
(評価等業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請) 第七十三条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十八条第三項の規定により評価等業務諮問委員会の委員の任命の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。 (帳簿の保存) 第七十四条 医療機関勤務環境評価センターは、法第百十九条の規定により、法第百八条第一項第一号の規定による評価の実施ごとに、次項に掲げる事項を帳簿に記載し、その記載の日から三年間保存しなければならない。 2 法第百十九条の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 法第百八条第一項第一号の規定による評価の実施年月日 二 (略)	

(介護保険法施行規則の一部改正)

第三条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

改正後		改正前																	
附則 (医療法施行規則の準用) 第八条の二 医療法施行規則第六十一条から第七十九条までの規定は、法附則第十条第一項において医療法第百八条、第百十条及び第百十二条の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>医療法施行規則の規定中読み替える規定</td><td>読み替えられる字句</td><td>読み替える字句</td><td></td></tr><tr><td>第六十一条第三項</td><td>法第百八条第一項</td><td>介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第一項</td><td></td></tr><tr><td></td><td>同条第六項</td><td>介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第六項</td><td></td></tr><tr><td>第六十二条</td><td>法第百八条第一項</td><td>介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第一項</td><td>介護老人保健施設又は介護医療院に勤務する医師</td></tr></table>		医療法施行規則の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句		第六十一条第三項	法第百八条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第一項			同条第六項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第六項		第六十二条	法第百八条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第一項	介護老人保健施設又は介護医療院に勤務する医師	(新設) 附則	
医療法施行規則の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
第六十一条第三項	法第百八条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第一項																	
	同条第六項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第六項																	
第六十二条	法第百八条第一項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第一項	介護老人保健施設又は介護医療院に勤務する医師																

第六十三条	法第百八条第一項	特定地域医療提供機関（法第百十三条第一項に規定する特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第百十条において「特定地域医療提供医師」という。）、連携型特定地域医療提供機関（法第百十八条第一項に規定する連携型特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）から他の病院又は診療所に派遣される医師（同項に規定する派遣に係るものに限る。第百十条において「連携型特定地域医療提供医師」という。）、技能向上集中研修機関（法第百十九条第一項に規定する技能向上集中研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第百十条において「技能向上集中研修医師」という。）、及び特定高度技能研修機関（法第百二十条第一項に規定する特定高度技能研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第百十条において「特定高度技能研修医師」という。）以外の	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第一項
第六十四条	法第百八条第一項		介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第一項
第六十五条	法第百八条第一項		介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第一項
第六十六条	法第百八条第二項ただし書		介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第二項ただし書

第六十七條第二項	法第百八条第三項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第三項
	第六十三条各号	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する第六十三条各号
第六十八條	法第百八条第三項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第三項
	第六十三条	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する第六十三条
第六十八條	法第百八条第二項ただし書	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第二項ただし書
	第七十一条	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する第七十一条
第六十九條	法第百八条第四項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第四項
	同条第二項ただし書	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第二項ただし書
第七十條	法第百八条第五項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第五項
	法第百八条第六項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第六項
第七十一条第二項	第六十四条各号	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する第六十四条各号
	第六十六条各号	介護保険法施行規則附則第八条の二において準用する第六十六条各号
第七十二条（見出しを含む。）	法第百八条第四項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第四項
	同条第五項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第五項
第七十二条（見出しを含む。）	法第百八条第八項	介護保険法附則第十条第一項において準用する法第百八条第八項

第七十三条	法第百十條第一項	介護保険法附則第十條第一項において準用する法第百十條第一項
第七十四条（見出しを含む。）	法第百十條第一項	介護保険法施行規則第八條の二において準用する第六十二條
第七十四条	第七十六條及び第七十七條第二項	介護保険法施行規則第八條の二において準用する第七十六條及び第七十七條第二項
第七十五条（見出しを含む。）	法第百十條第一項本文	介護保険法附則第十條第一項において準用する法第百十條第一項本文
第七十六条	法第百十條第一項の 前條第一号 前條第二号	介護保険法附則第十條第一項において準用する法第百十條第一項の二において準用する前條第二号
	法第百十條第一項に 次條第二項及び第七十九條	介護保険法施行規則第八條の二において準用する次條第二項及び第七十九條
	法第百十條第一項ただし書	介護保険法附則第十條第一項において準用する法第百十條第一項ただし書
第七十七條（見出しを含む。）	法第百十條第一項ただし書	介護保険法附則第十條第一項において準用する法第百十條第一項ただし書
第七十八條	法第百十條第二項	介護保険法附則第十條第一項において準用する法第百十條第二項
第七十九條	法第百十條第三項	介護保険法附則第十條第一項において準用する法第百十條第三項

(介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正)
第四条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成十一年厚生省令第四十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
附 則 (平成二十九年及び平成三十年の各年度の概算納付金の算定に係る総報酬割概算負担率の算定方法) 第五条 法附則第十二条第二項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における被用者保険等保険者に係る同条第七項に規定する補正前概算納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た数(附則第十一条第一号において「総報酬割概算負担率」という。)は、当該各年度における第九条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担見込額に当該各年度における第九条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第九条の四の規定により算定した第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。 (平成二十九年及び平成三十年の各年度の概算納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額の算定方法) 第五条の二 法附則第十二条第五項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における全ての概算負担調整基準超過保険者(同条第一項第一号に規定する概算負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。)に係る負担調整対象見込額(同条第四項に規定する負担調整対象見込額をいう。以下この条において同じ。)の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額(附則第十一条第二号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額」という。)は、当該各年度における全ての概算負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象見込額の総額を当該各年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。 (平成二十九年及び平成三十年の各年度の補正後第二号被保険者見込数の算定方法) 第五条の三 法附則第十二条第五項及び第六項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数は、当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第二号被保険者見込数の総数とする。 第五条の四 法附則第十二条第五項及び第六項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数(次項において「補正後第二号被保険者見込数」という。)は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。 一 (略)		附 則 (平成二十九年及び平成三十年の各年度の概算納付金の算定に係る総報酬割概算負担率の算定方法) 第五条 法附則第十一条第二項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における被用者保険等保険者に係る同条第七項に規定する補正前概算納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た数(附則第十一条第一号において「総報酬割概算負担率」という。)は、当該各年度における第九条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担見込額に当該各年度における第九条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第九条の四の規定により算定した第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。 (平成二十九年及び平成三十年の各年度の概算納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額の算定方法) 第五条の二 法附則第十一条第五項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における全ての概算負担調整基準超過保険者(同条第一項第一号に規定する概算負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。)に係る負担調整対象見込額(同条第四項に規定する負担調整対象見込額をいう。以下この条において同じ。)の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額(附則第十一条第二号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額」という。)は、当該各年度における全ての概算負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象見込額の総額を当該各年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。 (平成二十九年及び平成三十年の各年度の補正後第二号被保険者見込数の算定方法) 第五条の三 法附則第十一条第五項及び第六項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数は、当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第二号被保険者見込数の総数とする。 第五条の四 法附則第十一条第五項及び第六項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数(次項において「補正後第二号被保険者見込数」という。)は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。 一 (略)	

二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ (略)

ロ 法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合

2 (略)

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の各年度における第二号被保険者の見込数の総数等の算定方法)

第六条 法附則第十二条第七項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数は、第八条第一項の規定にかかわらず、当該各年度における全ての医療保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

2・3 (略)

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の各年度の概算納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法)

第七条 法附則第十二条第七項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額(附則第十一条第五号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。)は、当該各年度における法附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を当該各年度における附則第五条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の各年度の確定納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法)

第八条 法附則第十三条第二項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における被用者保険等保険者に係る同条第七項に規定する補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た数(附則第十一条第六号において「総報酬割確定負担率」という。)は、当該各年度における第十一条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担額に当該各年度における第十一条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の各年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額の算定方法)

第八条の二 法附則第十三条第五項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における全ての確定負担調整基準超過保険者(同条第一項第一号に規定する確定負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。)に係る負担調整対象額(同条第四項に規定する負担調整対象額をいう。以下この条において同じ。)の総額を当該各年度における全ての被用者保険等

二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ (略)

ロ 法附則第十一条第八項に規定する政令で定める割合

2 (略)

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の各年度における第二号被保険者の見込数の総数等の算定方法)

第六条 法附則第十一条第七項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数は、第八条第一項の規定にかかわらず、当該各年度における全ての医療保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。

2・3 (略)

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の各年度の概算納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法)

第七条 法附則第十一条第七項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額(附則第十一条第五号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。)は、当該各年度における法附則第十一条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を当該各年度における附則第五条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の各年度の確定納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法)

第八条 法附則第十二条第二項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における被用者保険等保険者に係る同条第七項に規定する補正前確定納付金総額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た数(附則第十一条第六号において「総報酬割確定負担率」という。)は、当該各年度における第十一条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担額に当該各年度における第十一条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額に二分の一を乗じて得た額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の各年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額の算定方法)

第八条の二 法附則第十二条第五項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における全ての確定負担調整基準超過保険者(同条第一項第一号に規定する確定負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。)に係る負担調整対象額(同条第四項に規定する負担調整対象額をいう。以下この条において同じ。)の総額を当該各年度における全ての被用者保険等

保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十一条第七号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額」という。)は、当該各年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象額の総額を当該各年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の補正後第二号被保険者数の総数の算定方法)

第八条の三 法附則第十三条第五項及び第六項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数は、当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第二号被保険者数の総数とする。

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の補正後第二号被保険者数の算定方法)

第八条の四 法附則第十三条第五項及び第六項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一 (略)

二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ 平成二十九年及び平成三十年の各年度における当該被用者保険等保険者に係る特定第二号被保険者(法附則第十二条第八項に規定する特定第二号被保険者をいう。附則第九条の九及び第十二条において同じ。)である者の数

ロ 法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第八条の五 法附則第十三条第七項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十一条第八号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担額」という。)は、当該各年度における法附則第十三条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を当該各年度における附則第八条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(令和元年度の概算納付金の算定に係る総報酬割概算負担率の算定方法)

第九条 法附則第十四条第二項に規定する令和元年度における被用者保険等保険者に係る法附則第十二条第七項に規定する補正前概算納付金総額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た数(附則第十一条の二第一号において「総報酬割概算負担率」という。)は、同年度における第九条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担見込額に同年度における第九条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第九条の四の規定により算定した第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十一条第七号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額」という。)は、当該各年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象額の総額を当該各年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の補正後第二号被保険者数の総数の算定方法)

第八条の三 法附則第十二条第五項及び第六項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数は、当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第二号被保険者数の総数とする。

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の補正後第二号被保険者数の算定方法)

第八条の四 法附則第十二条第五項及び第六項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一 (略)

二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ 平成二十九年及び平成三十年の各年度における当該被用者保険等保険者に係る特定第二号被保険者(法附則第十一条第八項に規定する特定第二号被保険者をいう。附則第九条の九及び第十二条において同じ。)である者の数

ロ 法附則第十一条第八項に規定する政令で定める割合

(平成二十九年及び平成三十年の各年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第八条の五 法附則第十二条第七項に規定する平成二十九年及び平成三十年の各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十一条第八号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担額」という。)は、当該各年度における法附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を当該各年度における附則第八条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(平成三十一年度の概算納付金の算定に係る総報酬割概算負担率の算定方法)

第九条 法附則第十三条第二項に規定する平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る法附則第十一条第七項に規定する補正前概算納付金総額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た数(附則第十一条の二第一号において「総報酬割概算負担率」という。)は、同年度における第九条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担見込額に同年度における第九条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第九条の四の規定により算定した第二号被保険者標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

(令和元年度の概算納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額の算定方法)

第九条の二 法附則第十四条第五項に規定する令和元年度における全ての概算負担調整基準超過被保険者(同条第一項第一号に規定する概算負担調整基準超過被保険者をいう。以下この条において同じ。)に係る負担調整対象見込額(同条第四項に規定する負担調整対象見込額をいう。以下この条において同じ。)の総額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額(附則第十一条の二第二号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額」という。)は、同年度における全ての概算負担調整基準超過被保険者に係る負担調整対象見込額の総額を同年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(令和元年度の補正後第二号被保険者見込数の総数の算定方法)

第九条の三 法附則第十四条第五項及び第六項に規定する令和元年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数は、同年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第二号被保険者見込数の総数とする。

(令和元年度の補正後第二号被保険者見込数の算定方法)

第九条の四 法附則第十四条第五項及び第六項に規定する令和元年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数(次項において「補正後第二号被保険者見込数」という。)は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一 令和元年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ 令和元年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数に平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる者の見込数その他の事情を勘案してあらかじめ厚生労働大臣が定める率を乗じて得た数(その数が当該被用者保険等保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該被用者保険等保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。)

ロ 法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合

2 平成二十九年度の四月二日以降に新たに設立された被用者保険等保険者及び同日から令和元年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

(令和元年度の概算納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法)

第九条の五 令和元年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額(附則第十一条の二第四号にお

(平成三十一年度の概算納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額の算定方法)

第九条の二 法附則第十三条第五項に規定する平成三十一年度における全ての概算負担調整基準超過被保険者(同条第一項第一号に規定する概算負担調整基準超過被保険者をいう。以下この条において同じ。)に係る負担調整対象見込額(同条第四項に規定する負担調整対象見込額をいう。以下この条において同じ。)の総額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額(附則第十一条の二第二号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額」という。)は、同年度における全ての概算負担調整基準超過被保険者に係る負担調整対象見込額の総額を同年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(平成三十一年度の補正後第二号被保険者見込数の総数の算定方法)

第九条の三 法附則第十三条第五項及び第六項に規定する平成三十一年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数は、同年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第二号被保険者見込数の総数とする。

(平成三十一年度の補正後第二号被保険者見込数の算定方法)

第九条の四 法附則第十三条第五項及び第六項に規定する平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数(次項において「補正後第二号被保険者見込数」という。)は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一 平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ 平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数に平成二十八年十月一日以降に新たに被用者保険等保険者の加入者となる者の見込数その他の事情を勘案してあらかじめ厚生労働大臣が定める率を乗じて得た数(その数が当該被用者保険等保険者に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該被用者保険等保険者の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。)

ロ 法附則第十一条第八項に規定する政令で定める割合

2 平成二十九年度の四月二日以降に新たに設立された被用者保険等保険者及び同日から平成三十一年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数は、前項の規定にかかわらず、その間における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。

(平成三十一年度の概算納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額の算定方法)

第九条の五 平成三十一年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の見込額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額(附則第十一条の二第四号に

て「補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。）は、同年度における法附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を同年度における附則第九条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（令和元年度の確定納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法）

第九条の六 法附則第十五条第二項に規定する令和元年度における被用者保険等保険者に係る法附則第十三条第七項に規定する補正前確定納付金総額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た数（附則第十一条の二第五号において「総報酬割確定負担率」という。）は、同年度における第十一条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担額に同年度における第十一条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（令和元年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額の算定方法）

第九条の七 法附則第十五条第五項に規定する令和元年度における全ての確定負担調整基準超過保険者（同条第一項第一号に規定する確定負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る負担調整対象額（同条第四項に規定する負担調整対象額をいう。以下この条において同じ。）の総額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額（附則第十一条の二第六号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額」という。）は、同年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象額の総額を同年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（令和元年度の補正後第二号被保険者数の総数の算定方法）

第九条の八 法附則第十五条第五項及び第六項に規定する令和元年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数は、同年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第二号被保険者数の総数とする。

（令和元年度の補正後第二号被保険者数の算定方法）

第九条の九 法附則第十五条第五項及び第六項に規定する令和元年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一 令和元年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ 令和元年度における当該被用者保険等保険者に係る特定第二号被保険者である者の数

ロ 法附則第十二条第八項に規定する政令で定める割合

において「補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額」という。）は、同年度における法附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を同年度における附則第九条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（平成三十一年度の確定納付金の算定に係る総報酬割確定負担率の算定方法）

第九条の六 法附則第十四条第二項に規定する平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る法附則第十二条第七項に規定する補正前確定納付金総額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た数（附則第十一条の二第五号において「総報酬割確定負担率」という。）は、同年度における第十一条の規定により算定した第二号被保険者一人当たり負担額に同年度における第十一条の三の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の総数を乗じて得た額に四分の三を乗じて得た額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の合計額で除して得た率を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める率とする。

（平成三十一年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額の算定方法）

第九条の七 法附則第十四条第五項に規定する平成三十一年度における全ての確定負担調整基準超過保険者（同条第一項第一号に規定する確定負担調整基準超過保険者をいう。以下この条において同じ。）に係る負担調整対象額（同条第四項に規定する負担調整対象額をいう。以下この条において同じ。）の総額を同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額（附則第十一条の二第六号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額」という。）は、同年度における全ての確定負担調整基準超過保険者に係る負担調整対象額の総額を同年度における次条の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

（平成三十一年度の補正後第二号被保険者数の総数の算定方法）

第九条の八 法附則第十四条第五項及び第六項に規定する平成三十一年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数は、同年度における全ての被用者保険等保険者に係る次条の規定により算定した補正後第二号被保険者数の総数とする。

（平成三十一年度の補正後第二号被保険者数の算定方法）

第九条の九 法附則第十四条第五項及び第六項に規定する平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一 平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二 当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数に、ロに掲げる割合を乗じて得た数

イ 平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る特定第二号被保険者である者の数

ロ 法附則第十一条第八項に規定する政令で定める割合

(令和元年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第九条の十 令和元年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十一条の二第七号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担額」という。)は、同年度における法附則第十三条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を同年度における附則第九条の八の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(端数計算)

第十条 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十二条第一項各号に規定する概算総報酬割納付金の額	(略)
法附則第十二条第四項に規定する負担調整対象見込額	
法附則第十二条第七項に規定する補正前概算納付金総額	
法附則第十三条第一項各号に規定する確定総報酬割納付金の額	
法附則第十三条第四項に規定する負担調整対象額	
法附則第十三条第七項に規定する補正前確定納付金総額	
法附則第十四条第一項各号に規定する概算総報酬割納付金の額	
法附則第十四条第四項に規定する負担調整対象見込額	
法附則第十四条第七項に規定する補正前概算納付金総額	
法附則第十五条第一項各号に規定する確定総報酬割納付金の額	
法附則第十五条第四項に規定する負担調整対象額	
法附則第十五条第七項に規定する補正前確定納付金総額	(略)

第十一条の二 厚生労働大臣は、令和元年度の次に掲げる率又は額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

一〇七 (略)

(平成三十一年度の確定納付金の算定に係る補正後第二号被保険者一人当たり負担額の算定方法)

第九条の十 平成三十一年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防・日常生活支援総合事業医療保険納付対象額の総額を当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額(附則第十一条の二第七号において「補正後第二号被保険者一人当たり負担額」という。)は、同年度における法附則第十二条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を同年度における附則第九条の八の規定により算定した全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数の総数で除して得た額としてあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。

(端数計算)

第十条 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

法附則第十一条第一項各号に規定する概算総報酬割納付金の額	一円未満の端数を切り捨てる
法附則第十一条第四項に規定する負担調整対象見込額	
法附則第十一条第七項に規定する補正前概算納付金総額	
法附則第十二条第一項各号に規定する確定総報酬割納付金の額	
法附則第十二条第四項に規定する負担調整対象額	
法附則第十二条第七項に規定する補正前確定納付金総額	
法附則第十三条第一項各号に規定する概算総報酬割納付金の額	
法附則第十三条第四項に規定する負担調整対象見込額	
法附則第十三条第七項に規定する補正前概算納付金総額	
法附則第十四条第一項各号に規定する確定総報酬割納付金の額	
法附則第十四条第四項に規定する負担調整対象額	
法附則第十四条第七項に規定する補正前確定納付金総額	(略)

第十一条の二 厚生労働大臣は、平成三十一年度の次に掲げる率又は額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

一〇七 (略)

(社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令の一部改正)

第五条 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令(令和元年厚生労働省令第四十四号)の一部を次のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号。以下「法」という。)第二十五条第二項の業務方法書に記載すべき事項は次に掲げるものとする。 一 (略) 二 その他社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務(法第二十五条第一項(法附則第一条の三第二項の規定により読み替える場合を含む。))に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。)に関し必要な事項			地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号。以下「法」という。)第二十五条第二項の業務方法書に記載すべき事項は次に掲げるものとする。 一 (略) 二 その他社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務(法第二十五条第一項(法附則第一条の二第二項の規定により読み替える場合を含む。))に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。)に関し必要な事項		

(社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正)

第六条 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る財務及び会計に関する省令(令和元年厚生労働省令第四十五号)の一部を次のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
第一条 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号。以下「法」という。)第二十五条第一項(法附則第一条の三第二項の規定により読み替える場合を含む。))に規定する医療機関等情報化補助業務(以下「医療機関等情報化補助業務」という。)に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。			第一条 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号。以下「法」という。)第二十五条第一項(法附則第一条の二第二項の規定により読み替える場合を含む。))に規定する医療機関等情報化補助業務(以下「医療機関等情報化補助業務」という。)に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。		

(医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令の一部改正)

第七条 医師法第十六条の二第二項に規定する臨床研修に関する省令(平成十四年厚生労働省令第五百五十八号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
附 則 1、3 (略) 4 臨床研修病院の管理者は、当分の間、研修医の募集を行うおとすときは、第十一条に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公表しなければならない。 一 研修プログラムにおける労働時間を延長して労働させ、及び休日に労働させる時間に関する事項 二 研修プログラムにおける宿日直勤務に関する事項			附 則 1、3 (略) (新設)		

第二章 経過措置

第八条 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十九号。以下「改正法」という。)附則第四条第一項の厚生労働省令で定める時間は、一年に係る労働時間を延長して労働させ、及び休日に労働させる時間について九百六十時間とする。

2 病院又は診療所の管理者は、改正法附則第四条第二項の規定により労働時間短縮計画(同条第一項に規定する労働時間短縮計画をいう。以下同じ。)の作成に当たって当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴こうとするときは、第二条の規定による改正後の医療法施行規則(以下この項において「新規則」という。)第八十二条第一項第二号に掲げる事項(当該病院が医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第二項の都道府県知事の指定する病院である場合又は当該病院若しくは診療所が同法第十六条の十一第二項の研修を行う病院若しくは診療所である場合にあつては、新規則第九十六条第一項第二号に掲げる事項)を記載した労働時間短縮計画を示すことにより行われなければならない。

- 3 病院又は診療所の管理者は、改正法附則第四条第三項の規定により労働時間短縮計画を当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事（次項において単に「都道府県知事」という。）に提出しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を添えて提出しなければならない。
 - 一 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 二 管理者の氏名
 - 三 当該病院又は診療所の名称
 - 四 当該病院又は診療所の所在の場所
- 4 病院又は診療所の管理者は、改正法附則第四条第五項の規定により変更後の労働時間短縮計画を都道府県知事に提出しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

 - 1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五条の規定、第六条の規定及び第八条の規定 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年二月一日）
 - 二 第一条の規定及び次項の規定 令和四年四月一日
 - 三 第七条の規定 令和五年四月一日

（技能研修計画の確認に係る準備行為）

- 2 厚生労働大臣は、この省令の施行の日前においても、第二条の規定による改正後の医療法施行規則第百一条第一項から第三項までの規定の例により、同条第一項の確認を行うことができる。

○厚生労働省告示第七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二百五条の規定に基づき医師の労働時間短縮等に関する指針を次のように定め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年二月一日）から適用する。

令和四年一月十九日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医師の労働時間短縮等に関する指針

本指針は、医師の労働時間短縮等に関する基本的な考え方、医師の時間外労働短縮目標ライン及び各関係者が取り組むべき事項等を示すものである。

第1 基本的な考え方

医師の働き方改革を進めるに当たっては、我が国の医療は医師の自己犠牲的な長時間労働により支えられており、危機的な状況にあるという現状認識を関係者間で共有することが必要である。長時間労働を解消し、医師の健康を確保することは、医師本人にとってはもとより、医療の質や安全を確保することにつながり、今後も良質かつ適切な医療を提供する体制を維持していく上での喫緊の課題である。

同時に、医師の働き方改革については、医師の偏在の解消を含む地域における医療提供体制（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第1項に規定する医療提供体制をいう。以下同じ。）の改革と一体的に進めなければ、医師の長時間労働の本質的な解消を図ることはできない。

このため、国及び地方公共団体、医療機関、医療従事者並びに医療の受け手である国民その他の全ての関係者が一丸となって、改革を進めるために不断の取組を重ねていく必要がある。

第2 医師の時間外労働短縮目標ライン

国は、令和17年度末を目途に、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第113条第1項に規定する特定地域医療提供機関において同項に規定する業務に従事する医師及び連携型特定地域医療提供機関（新医療法第118条第1項に規定する連携型特定地域医療提供機関をいう。以下この第2において同じ。）から他の病院又は診療所に派遣される医師（新医療法第118条第1項に規定する派遣に係るものに限る。以下この第2において同じ。）に適用される労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく時間外・休日労働時間の上限時間数の水準（以下「地域医療確保暫定特例水準」という。）を解消するために、「全ての地域医療確保暫定特例水準が適用される医師が到達することを目指すべき年間の時間外・休日労働時間の上限時間数の目標値」として医師の時間外労働短縮目標ライン（以下「短縮目標ライン」という。）を設定する。

短縮目標ラインは、各医療機関が着実に対象となる医師の労働時間を短縮することができるよう、令和17年度末に年間の時間外・休日労働時間数が960時間以下となることを目指し、3年ごとの段階的な目標値を設定することとし、令和6年4月時点における年間の時間外・休日労働時間数に応じて別表のとおり設定する。

地域医療確保暫定特例水準の対象となる医療機関が、労働時間短縮計画（新医療法第113条第2項（新医療法第118条第2項において準用する場合を含む。）に規定する労働時間短縮計画をいう。以下同じ。）において設定することとされている時間外・休日労働時間の上限時間数の目標は、この短縮目標ラインを目安に、各医療機関において設定し、労働時間短縮計画に基づく労働時間の短縮を行うものとする。

各医療機関は、それぞれの状況に応じ、できる限り、令和17年度末よりも早い段階で、年間の時間外・休日労働時間を960時間以下とする目標を達成できるよう取り組むことが望ましく、また、当該目標を達成した医療機関については、さらなる勤務環境の改善に取り組むことが望ましい。

また、国は、地域医療確保暫定特例水準について、段階的な見直しの検討を行いつつ、労働基準法に基づく時間外・休日労働時間の上限時間数の必要な引下げを実施するとともに、短縮目標ラインについても、3年ごとに見直しを検討することとする。

なお、地域医療確保暫定特例水準の引下げは、短縮目標ラインとは別途見直しの検討を行い、また、連携型特定地域医療提供機関から他の病院又は診療所に派遣される医師に適用される時間外・休日労働時間の上限時間数の水準については、地域の医療提供体制確保の観点から、特に丁寧に実態を踏まえて検討を行うこととする。

第3 各関係者が取り組むべき推奨事項等

医師の労働時間の短縮のためには、個々の医療機関における取組だけではなく、地域の医療提供体制確保の観点からの都道府県における取組や、国も含めた関係機関における取組・支援のほか、国民の医療のかかり方など、様々な立場からの取組が不可欠である。

このため、次に掲げる主体の区分に応じて、それぞれ次に定める事項に取り組むこととする。

1 国及び都道府県に求められる事項

(1) 国に求められる地域における医療提供体制改革と一体となった医師の働き方改革の推進に関する事項

イ 国は、都道府県と緊密に連携し、医師の働き方改革を、地域における医療提供体制の機能分化・連携、医師偏在対策と一体的に推進し、地域医療確保暫定特例水準の終了年限の目標である令和17年度末に向けて、どの地域にあっても、切れ目のない医療を安心して受けられる体制の構築に取り組むこと。

ロ 国は、医師偏在対策を含む地域における医療提供体制改革の進捗状況や、時間外・休日労働の上限時間規制の適用による地域医療への影響を踏まえて、医師の働き方改革の取組状況を検証すること。

ハ 国は、医師の働き方改革について、医師を始めとした医療関係者の理解の醸成に努めるとともに、各医療機関において、雇用する医師の適切な労務管理や健康確保のための取組が実施されるよう、医療機関に対し必要な支援を行うこと。

(2) 都道府県に求められる国民の適切な医療のかかり方につながるような評価結果の公表に関する事項

都道府県は、各医療機関の労働時間短縮に向けた取組状況等について、改正法第2条の規定による改正後の医療法第107条第1項に規定する医療機関勤務環境評価センターが行った評価の結果を公表するに当たっては、国民の適切な医療のかかり方につながるよう、当該医療機関勤務環境評価センターの所見とともに、地域における医療提供体制の全体像や各医療機関の役割等を公表し、より多面的な視点での情報公開を行うこと。

(3) 国及び都道府県に求められる各都道府県における地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準の運用に関する事項

イ 国は、各都道府県における地域医療確保暫定特例水準並びに新医療法第119条第1項に規定する技能向上集中研修機関において同項に規定する業務に従事する医師及び特定高度技能研修機関（新医療法第120条第1項に規定する特定高度技能研修機関をいう。3の(6)において同じ。）において新医療法第120条第1項に規定する業務に従事する医師に適用される労働基準法に基づく時間外・休日労働時間の上限時間数の水準（以下「集中的技能向上水準」という。）の運用状況（特定労務管理対象機関（新医療法第122条第1項に規定する特定労務管理対象機関をいう。以下同じ。）の指定や評価の状況を含む。）について情報収集を行い、必要に応じて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定により、都道府県に対し技術的助言等を行うとともに、各都道府県における着実な医師の働き方改革の推進に資するよう、必要な情報の横展開等を行うこと。

ロ 都道府県は、地域医療確保暫定特例水準及び集中的技能向上水準の適切な運用を通じて、各都道府県における着実な医師の働き方改革の推進に取り組むこと。

ハ 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、面接指導（新医療法第108条第1項の面接指導をいう。3の(3)のイにおいて同じ。）、同条第5項及び第6項の規定による措置並びに新医療法第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保（以下「追加的健康確保措置」と総称する。）の履行確保のため、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査において、医療機関における追加的健康確保措置の実施状況の確認を行い、医療機関に対し必要な助言・指導を行うこと。

2 地域の医療関係者に対する推奨事項

地域の医療関係者は、個々の医療機関においては解消できない、地域における構造的な医師の長時間労働の要因に対し、医療法第30条の14第1項に規定する協議の場（地域医療構想調整会議）、同法第30条の18の2第1項に規定する協議の場（地域の外来医療に関する協議の場）又は同法第30条の23第1項に規定する地域医療対策協議会における協議等を通じて、地域の医療機関の役割分担や夜間及び休日における救急対応の輪番制の構築等、地域における医療提供体制における機能分化・連携を推進し、地域全体で医師の働き方改革に取り組むことが推奨される。

3 医療機関に対する推奨事項

医療機関は、次の事項に取り組むことが推奨される。

(1) 適切な労務管理の実施等に関する事項

イ 医療機関は、雇用する医師の適切な労務管理を実施することが求められるとともに、自院における医師の働き方改革の取組内容について院内に周知を図る等、医療機関を挙げて改革に取り組む環境を整備すること。

ロ 特定労務管理対象機関の指定を受けた医療機関においては、労働基準法第36条第1項の協定で定める時間外・休日労働時間の上限時間数について、当該医療機関における地域医療確保暫定特例水準又は集中的技能向上水準の対象となる業務に必要とされる時間数であることを合理的に説明可能な時間数を設定するとともに、当該医療機関の労働時間短縮の取組実績に応じて上限時間数の引下げを行うこと。

(2) タスク・シフト／シェアの実施等に関する事項

各医療機関の実情に合わせ、各医療専門職種の職能を活かして良質かつ適切な医療を効率的に提供するためにタスク・シフト／シェアに取り組み、当該取り組みを推進するために研修や説明会の開催等の方策を講ずること。

(3) 医師の健康確保に関する事項

イ 医療機関の管理者は、面接指導において、新医療法第108条第1項に規定する面接指導実施医師が何らかの措置が必要と判定・報告を行った場合には、その判定・報告を最大限尊重し、同条第5項に規定する面接指導対象医師の健康確保のため必要な措置を講じること。

- ロ 特定労務管理対象機関の管理者は、医師の副業・兼業先の労働時間を把握する仕組みを設け、副業・兼業先の労働時間も考慮して新医療法第123条第1項本文の休息时间（ハにおいて「勤務間インターバル」という。）を確保できるような勤務計画を作成すること。
- ハ 副業・兼業先との間の往復の移動時間は、各職場に向かう通勤時間であり、通常、労働時間に該当しないが、遠距離の自動車の運転を行う場合のように休息がとれないことも想定されることから、別に休息の時間を確保するため、特定労務管理対象機関の管理者は、十分な勤務間インターバルが確保できるような勤務計画を作成すること。
- ニ 特定労務管理対象機関の管理者は、災害時等の場合において、新医療法第123条第4項の規定により新医療法第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行わないことができたとされた場合であっても、休息時間の確保が可能となり次第速やかに、十分な休息を付与すること。
- (4) 各診療科において取り組むべき事項
- イ 各診療科の長等は、各診療科の医師の労働時間が所定労働時間内に収まるよう、管理責任を自覚し、必要に応じ、業務内容を見直すこと。
- ロ 特にタスク・シフト／シェアの観点から業務を見直し、医師以外の医療専門職種等と協議の場を持ち、効率的な業務遂行に向けた取組を計画し、実行すること。
- (5) 労働時間短縮計画のPDCAサイクルにおける具体的な取組に関する事項
- イ 医師を含む各医療専門職種が参加しながら、年1回のPDCAサイクルで、当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況の分析、労働時間短縮計画の作成及び取組状況の自己評価を行うこと。
- ロ 労働時間短縮計画については、対象となる医師に対して、時間外・休日労働時間の上限時間数及び同計画の内容について十分な説明を行い、意見聴取等により十分な納得を得た上で作成すること。
- ハ 各医療機関の状況に応じ、当該医療機関に勤務する医師のうち、労働基準法に基づく時間外・休日労働時間の上限時間数が年960時間以下の水準が適用される医師についても労働時間短縮計画を自主的に作成し、同計画に基づいて取組を進めること。
- (6) 技能研修計画に関する医療機関内における相談体制の構築（特定高度技能研修機関関係）
- 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（令和4年厚生労働省令第7号）第2条の規定による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第101条第1項の高度な技能を習得するための研修に関する計画（技能研修計画）と当該技能を修得するための研修の実態が乖離するような場合に対応できるよう、医療機関内において、医師からの相談に対応できる体制を構築すること。
- 4 医師に対する推奨事項
- 医師は、医師自身の働き方改革に関して次の事項に取り組むことが推奨される。
- (1) 医師は、長時間労働による疲労蓄積や睡眠負債が、提供する医療の質や安全性の低下につながることを踏まえ、自らの健康を確保することが、自身にとっても、また、医療機関全体としてより良質かつ適切な医療を提供する上でも重要であることを自覚し、その認識の下に自らの業務内容や業務体制の見直し等を行い、働き方改革に自主的に取り組むこと。
- (2) 副業・兼業を行うに当たっては、自己の労働時間や健康状態の把握・管理に努め、副業・兼業先の労働時間を主たる勤務先に適切に自己申告すること。
- 5 国民に対する推奨事項
- 医師の働き方改革を進め、医師の健康を確保することは、医師によって提供される医療の質や安全を確保することにつながり、国民にとっても重要な問題であることから、国民は、医療のかかり方に関して次の事項に取り組むことが推奨される。
- (1) 医師の働き方改革は、医療提供者だけで完結するものではなく、国民の医療のかかり方に関する理解が不可欠であり、国民は、自らの医療のかかり方を見直すこと。

- (2) 具体的には、かかりつけの医療機関を持つ、子ども医療電話相談事業（＃8000）や救急安心センター事業（＃7119）等の電話相談を利用し、夜間・休日の不急の受診を控える、救急車の適切な利用を心がける等の取組を行うこと。

別表（第2関係）

	短縮目標ライン
令和9年の時間外・休日労働時間数	$t - (t - 960) / 4$ 時間以下
令和12年の時間外・休日労働時間数	$t - 2 \times (t - 960) / 4$ 時間以下
令和15年の時間外・休日労働時間数	$t - 3 \times (t - 960) / 4$ 時間以下
令和18年の時間外・休日労働時間数	960 時間以下

備考

この表における算定式中 t は令和6年4月時点における年間の時間外・休日労働時間数とする。

○厚生労働省告示第八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一百条第一項ただし書の規定に基づき、医療法第一百条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和四年一月十九日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医療法第一百条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一百条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準は、宿日直勤務で断続的な業務について、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十三条の許可を受けたものであることとする。

○厚生労働省告示第九号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第八十条第一号の規定に基づき、医療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であつて厚生労働大臣の定めるものを次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和四年一月十九日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であつて厚生労働大臣の定めるもの

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であつて厚生労働大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。

一 医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画をいう。次号において同じ。）において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所

二 医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であつて、次に掲げる要件を満たすもの

イ 年間の救急車の受入件数が千件以上であること又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間五百人以上であること

ロ 医療法第三十条の四第二項第四号又は第五号の事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること